

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年九月九日奈良県指令郡土第四二一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年一月二十二日郡土第六二一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年一月二十二日郡土第二〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目六五九番一の一部、六六〇番五及び六八四番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目九番七号

富士 代表者 小松豊

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目六五九番一の一部、六六〇番五及び六八四番の一

部

下水道 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目六八四番の一部